

【建築士事務所登録申請に関する質問・回答】

質問		回答
1	更新の申請は、いつまでに提出すればいいですか。	有効期間は登録の日から起算して5年間で、有効期間満了の日前30日までに登録申請書を提出してください。 なお有効期間満了日の3カ月前から受付しています。
2	更新の案内はありますか。	更新の案内はありません。各自で登録有効期間をご確認ください。
3	更新手続きを、忘れていました。今後の手続きはどうなりますか。	更新がない場合は登録抹消となり、その後の申請は新規登録となります。
4	個人から法人にしました。事務所登録の手続きはどうなりますか。	登録申請者が個人から法人、法人から個人へ変更する場合、変更届書ではなく現登録を廃業して、新規登録となります。
5	一級建築士に合格しました。二級建築士事務所から一級建築士事務所への変更手続きはどうなりますか。	二級建築士事務所から一級建築士事務所など事務所の級別を変更する場合、変更届書ではなく現登録を廃業して、新規登録となります。
6	事務所を他府県に移転します。手続きはどうなりますか。	他都道府県へ転出、当県に転入する場合も現登録を廃業して、新規登録とする必要があります。
7	二級建築士事務所ですが、一級建築士を所属建築士として採用することに問題はありますか。	所属建築士として登録できます。 ただし二級建築士の業務範囲の業務しか行えないので、ご注意ください。
問合せ先		一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会 〒640-8045 和歌山市ト半町38 建築士会館3階 TEL：073-432-6539 Fax：073-432-6559 メール：info@w-aaf.or.jp